

傷病休業見舞金

会員が、業務上、業務外を問わず、病気またはケガで14日以上連続して仕事を休んだとき

◆提出書類

① 共済給付金請求書

② 傷病による休業がわかる書類

例：診断書(写し可)

傷病手当金申請書(写)

入院・医療保険請求等の控等

休んだ期間	見舞金
14日～29日間	5,000円
30日～59日間	10,000円
60日～89日間	15,000円
90日～119日間	20,000円
120日以上	25,000円

③ 休んだ期間がわかる書類

例：出勤簿またはタイムカード等の写し、

ゆいワーク様式「休業証明書」(事業主による証明)ゆいワークへご連絡ください。

※ゆいワークに加入時または共済資格が発生したとき、すでに休業している場合は、対象外となります。

※臓器提供ドナーについては、本人の治療目的ではなく、他人の治療のためご自身の意思に基づいて行うものとしているため、傷害にも疾病にもあたらないことから対象外となります。

※妊娠による傷病休業(妊娠中毒症・切迫流産など)については、産前休暇の期間は対象外となりますが、診断書の内容によっては、対象になる期間もあります。

※次の場合、傷病休業見舞金は支払いできません。

(1) 会員が故意または重大な過失により被害を被ったもしくは疾病に罹患し休業した場合

(2) 会員が犯罪行為により被害を被ったもしくは疾病に罹患し休業した場合

※休業期間の計算方法

休業期間は、仕事を休んだ期間の土・日・祝祭日や休日も含みます。

◆同一傷病による休業： 最初の休業が連続14日以上であること

(1) 連続休業・・・14日以上連続休業で、休んだ日から出勤日の前日までの日数

①休業(連続14日以上)	出勤～
→ 14日・30日・60日・90日・120日以上 出勤日前日迄 ←	

(2) 連続14日以上休業した後、10日以内の出勤があり、再休業した場合

①休業(14日以上)	②出勤が10日以内	③再休業	出勤～
→ 土日祝日、営業日を含む ①+②+③=合計日数 ←			
全日数(出勤日も)加算して、14・30・60・90・120日以上			

(3) 10日を超え120日以内の出勤日数で、再休業した場合

①休業(14日以上)	②出勤が10日を超え120日以内	③再休業	出勤～
①+③=合計日数 休業日数のみ合算			

(4) 120日を超える出勤日数があり再休業した場合、別の傷病とみなす。

①休業(14日以上)	②出勤が120日超え	③休業14日以上	出勤～
1件		別件:新たに休業日数計算	

◆同一傷病でないときの休業日数の計算方法**(1) 違う病気の場合、出勤日数が1日あっても新たに起算。**

①休業(14日以上)	②出勤1日	③休業(14日以上)	出勤～
1件め		別件:新たに休業日数計算	

(2) 現在の傷病の途中で、ほかの傷病が発生した場合、新たに起算する。

①休業(傷病1)	②休業(傷病2)	出勤～
傷病休業見舞1件	新たに起算 別件	

※ただし、②の傷病が①の傷病から起因している場合、1件の傷病とする場合もあります。

※①の休業と②の休業のどちらも14日以内で休業日数不足の場合、通算することができます。